金融経済教育推進機構定款

目 次

第一章 総則(第一条-第五条)

第二章 資本金及び出資(第六条-第九条)

第三章 運営委員会(第十条-第十六条)

第四章 役員等(第十七条-第二十七条)

第五章 業務及びその執行(第二十八条-第三十一条)

第六章 財務及び会計(第三十二条-第三十八条)

第七章 雑則 (第三十九条-第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 金融経済教育推進機構は、適切な金融サービスの利用等に資する金融 又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教 授及び指導(以下「金融経済教育」という。)を推進することを目的とする。

(設立の根拠及び名称)

- 第二条 この機構は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 (平成十二年法律第百一号。以下「法」という。)により設立し、金融経済教育推進機構(以下「機構」という。)と称する。
- 2 機構の英文による名称は、Japan Financial Literacy and Education Corporation と表示する。

(事務所の所在地)

第三条機構は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(用語)

第四条 この定款において使用する用語は、この定款において特に定めるもの のほか、法において使用する用語の例による。

(公告)

第五条 機構の公告は、官報に掲載して行う。

第二章 資本金及び出資

(資本金)

- 第六条 機構の資本金は、十億五千七百二十九万六千円とする。
- 2 機構は、金融広報中央委員会より事業の移管を受けることから、設立に当たって日本銀行より出資を受ける。
- 3 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

- 第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
- 2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的として、これを受けることができない。

(持分の譲渡)

第八条 出資者は、機構の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

(出資者原簿)

- 第九条 機構は、出資者原簿を備えて置くものとする。
- 2 出資者原簿は、各出資者について、次の事項を記載するものとする。
 - 一 出資者の名称及び住所
 - 二 出資の引受け及び払込みの年月日(出資の譲渡その他出資者について異動があった場合にはその年月日)
 - 三 出資の額

第三章 運営委員会

(設置)

第十条機構に、運営委員会を置く。

(権限)

- 第十一条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
 - ー 定款の変更
 - 二 業務方法書の作成又は変更
 - 三 予算及び事業計画の作成又は変更
 - 四 決算

五 その他運営委員会が特に必要と認める事項

(組織)

- 第十二条 運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって 組織する。
- 2 運営委員会に委員長を一人置き、委員のうちから、委員の互選によってこれ を定める。
- 3 委員長は、運営委員会の会務を総理する。
- 4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十三条 委員は、金融、経済、教育活動又は年金制度に関して専門的知識を有する者のうちから、機構の理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

- 第十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

- 第十五条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。
 - 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
 - 四 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

- 第十六条 運営委員会は、委員長又は第十二条第四項に規定する委員長の職務 を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数 をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

第四章 役員等

(役員)

第十七条 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

- 第十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監事は、機構の業務を監査する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

- 第十九条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。
- 2 理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

- 第二十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

- 第二十二条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条 の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十五条各号 の一に該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、そ の役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第二十三条 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を 受けたときは、この限りでない。 (監事の兼職禁止)

第二十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねて はならない。

(代表権の制限)

第二十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これ らの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第二十六条 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切 の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十七条 機構の職員は、理事長が任命する。

第五章 業務及びその執行

(業務の範囲)

- 第二十八条 機構は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
 - 一 金融経済教育を行うこと。
 - 二 国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行うこと。
 - 三 金融経済教育の推進に関する調査研究を行うこと。
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
- 第二十九条 機構の設立に伴い事業の移管を行う金融広報中央委員会、一般社 団法人全国銀行協会、日本証券業協会等がこれまで実施してきた金融経済教 育や調査活動等の意義及び成果等を踏まえながら、それらの活動内容を充実 させるとともに、国民に対し、将来的には誰一人取り残さず、定期的に金融経 済教育が受けられる機会を提供するよう、前条の業務を行うものとする。
- 2 前条の業務を行うに当たっては、日本銀行の目的である物価の安定や信用 秩序の維持に資する金融広報中央委員会の事業が機構に移管されたことにより、日本銀行から出資を受けたことに留意する。

(業務の委託)

第三十条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、前条の業務の一部を委託する

ことができる。

(業務方法書)

- 第三十一条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可 を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書には、次の事項を記載するものとする。
 - 一 法第百十九条第一号に規定する金融経済教育に関し行う業務に関する事項
 - 二 法第百十九条第二号に規定する国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援に関する事項
 - 三 法第百十九条第三号に規定する金融経済教育の推進に関する調査研究に 関する事項
 - 四 その他法第百十九条に規定する業務の実施に関する事項

第六章 財務及び会計

(事業年度)

第三十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等)

第三十三条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の 開始前に、内閣総理大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとする ときも、同様とする。

(財務諸表等)

- 第三十四条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他内閣府令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下この条において「財務諸表」という。) を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これ に当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並び に財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付するものとする。
- 3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、 財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告 書及び監事の意見書(以下この条において「財務諸表等」という。)を、各事 務所に備え置き、五年間、公衆の縦覧に供するものとする。

- 4 財務諸表等は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 5 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、機構の事務所において、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法をとることができる。この場合においては、財務諸表等を、第三項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

(利益及び損失の処理)

- 第三十五条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事 業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、 積立金として整理するものとする。
- 2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理するものとする。
- 3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第二十 八条の業務に要する費用に充てることができる。

(借入金)

- 第三十六条 機構は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、 内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還するものとする。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還する ものとする。
- 4 機構は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(余裕金の運用)

- 第三十七条 機構は、次の方法により、業務上の余裕金を運用するものとする。
 - ー 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有
 - 二 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金
 - 三 金銭の信託 (元本の損失を補填する契約があるものに限る。)

(会計規程)

第三十八条 機構は、会計に関する規程を定め、内閣総理大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第七章 雑則

(実施規程)

第三十九条 この定款に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な規程は理事長が定める。

(定款の変更)

第四十条 この定款を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受ける ものとする。

(解散)

- 第四十一条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に定められる法律の 定めるところによる。

附則

- 第一条 この定款は、機構の成立の日から施行する。
- 第二条 機構の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の 日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。
- 第三条 機構の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第三十三条中 「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。
- 第四条 機構の成立の日から刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日の前日までの間における第十五条第二号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮刑」とする。